

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学資金管理取扱規程

平成16年4月1日  
規程第 74 号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学会計規則（平成16年規則第6号）の実施に必要な事項を定め、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の資金の適正な管理及び取扱いを図ることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、貯金及び金銭信託をいう。
- (2) 有価証券 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他文部科学大臣の指定する有価証券をいう。
- (3) 資金の管理 資金の運用及び調達をいう。
- (4) 外部資金
  - イ 補助金等 科学研究費補助金をはじめとする本学の研究者が行う研究等又は本学が業務として行う事業に要する経費に対して、国、独立行政法人その他外部機関の補助金・研究助成基金制度によって交付される補助金等をいう。
  - ロ 受託事業費 受託研究をはじめとする本学が国、独立行政法人その他外部機関から委託を受けて業務として行う事業に要する経費で当該外部機関が負担するものをいう。
  - ハ 共同事業費 共同研究をはじめとする本学が国、独立行政法人その他外部機関と特定の事業について業務として共同して行う事業に要する経費で当該外部機関が負担するものをいう。
  - ニ 寄附金銭 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附受入及び管理取扱規程（平成16年規程第81号）第3条に基づき受け入れる寄附のうち、同規程第4条第1項第3号及び第4号に定める目的である金銭の寄附をいう。

### (資金管理計画)

第3条 財務担当理事は、本学の教育研究その他の活動の計画に基づき、本学を運営するための資金の管理計画（次項において「資金管

理計画」という。)を作成し、学長に提出しなければならない。

- 2 財務担当理事は、学長の承認を得た資金管理計画に基づき、主任経理責任者に資金の管理を行わせるものとする。

## 第2章 資金の運用

(余裕金の運用)

- 第4条 主任経理責任者は、本学を運営するにあたり生じた余裕金については、安全かつ確実な方法により運用しなければならない。

(運用資金の区分及び期間)

- 第5条 運用を行う資金の区分及びその期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 長期運用資金 1年を超える期間
- (2) 短期運用資金 1年以下の期間

(資金の運用方法)

- 第6条 主任経理責任者は、資金を次の各号に規定する方法により運用するものとする。

- (1) 金融機関における預金
- (2) 有価証券
- 2 主任経理責任者は、資金を運用するにあたり、収入及び支出の予定に十分に留意しなければならない。
- 3 資金を運用するにあたり必要な事項は、別に定める。

(資金の運用手続)

- 第7条 主任経理責任者は、資金を運用するにあたっては、その金額、運用方法、預託金融機関、運用期間、運用利率等を明らかにした文書により財務担当理事に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、短期運用資金で第6条第1項第1号に規定する方法のうち特に当座預金、普通預金、通知預金又は貯金のうちの通常貯金により運用する場合は、申請を要しない。

(資金運用結果の定期報告)

- 第8条 主任経理責任者は、四半期に一度、資金の運用結果を当該期間の末日の属する月の翌月20日までに財務担当理事に報告しなければならない。

- 2 財務担当理事は、前項に規定する報告があったときは、当該期間の末日の属する月の翌月25日までに学長に報告しなければならない。

(資金運用結果の年度末報告)

第9条 主任経理責任者は、一事業年度の資金の運用結果をその年度の末日の属する月の翌々月25日までに財務担当理事に報告しなければならない。

2 財務担当理事は、前項に規定する報告があったときは、その対象となる年度の末日の属する月の翌々月末日までに学長に報告しなければならない。

(運用資金の減少)

第10条 主任経理責任者は、資金の運用上、預託先金融機関の破綻等によりその運用部分の金額が運用前の金額より減少した場合は、速やかに財務担当理事に報告しなければならない。

### 第3章 資金の調達

(短期借入金)

第11条 主任経理責任者は、一事業年度内において本学を運営するための資金が一時的に不足する場合又はその可能性が高いと判断した場合で、中期計画に記載された短期借入限度額の範囲内で資金の借入れを行う必要があるときは、その金額、理由、借入金融機関、借入利率、償還方法及び期限、利息の支払方法及び期限等を明らかにした文書により財務担当理事に申請しなければならない。この場合において、当座借越契約により資金の借入れを行うことはできない。

2 財務担当理事は、前項の規定による申請を承認する場合は、学長の許可を得なければならない。

(短期借入金の償還)

第12条 主任経理責任者は、前条の規定による借入金を当該事業年度内に償還しなければならない。

2 主任経理責任者は、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額について借換えを行うことを財務担当理事に申請しなければならない。

3 財務担当理事は、前項の規定による申請を承認する場合は、学長の承認を得た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

4 第2項及び前項の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(限度額を超える短期借入金)

第13条 主任経理責任者は、一事業年度内において本学を運営するための資金が一時的に不足する場合又はその可能性が高いと判断した場合で、中期計画に記載された短期借入限度額を超えて資金の借入れを行う必要があるときは、その金額、理由、借入金融機関、借入利率、償還方法及び期限、利息の支払方法及び期限等を明らかにした文書により財務担当理事に申請しなければならない。

2 財務担当理事は、前項の規定による申請を承認する場合は、学長の承認を得た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(長期借入金)

第14条 主任経理責任者は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第33条第1項及び第2項の規定により資金の長期借入を行う必要があるときは、その金額、理由、借入金融機関、借入利率、償還方法及び期限、利息の支払方法及び期限等を明らかにした文書により財務担当理事に申請しなければならない。

2 財務担当理事は、前項の規定による申請を承認する場合は、学長の承認を得た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 資金の長期借入については、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号。以下「法人法施行令」という。）の規定によるとともに、必要な事項は、別に定める。

(国立大学法人等債券)

第15条 主任経理責任者は、法人法第33条第1項及び第2項の規定により本学の名称を冠する債券（以下「国立大学法人等債券」という。）の発行を行う必要があるときは、財務担当理事に申請しなければならない。

2 財務担当理事は、前項の規定による申請を承認する場合は、当該国立大学法人等債券の発行について学長の承認を得た後文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 国立大学法人等債券の発行については、法人法施行令の規定によるとともに、必要な事項は、別に定める。

(担保の提供)

第16条 主任経理責任者は、第11条第1項又は第13条第1項に規定する資金の短期借入、第12条第2項に規定する資金の短期借入の借換え、第14条第1項に規定する資金の長期借入又は第15条第1項に規定する国立大学法人等債券の発行を行うために本学の資産を担保に供する必要がある場合は、その理由、担保の種類、短期若しくは長期借入金額又は国立大学法人等債券発行額、償還方法

及び期限等を明らかにした文書により財務担当理事に申請しなければならない。

- 2 財務担当理事は、前項の規定による申請があった場合は、当該資産を担保に供することについて資産管理責任者に通知するとともに、学長の承認を得なければならない。
- 3 財務担当理事は、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第17条に規定する重要な財産を担保に供する場合は、前項の規定にかかわらず、学長の承認を得た後、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（資金調達状況の月末報告）

第17条 主任経理責任者は、一月の資金の借入状況及び国立大学法人等債券の発行状況をその対象となる月の翌月20日までに財務担当理事に報告しなければならない。

- 2 財務担当理事は、前項に規定する報告があったときは、その対象となる月の翌月25日までに学長に報告しなければならない。

（資金調達状況の年次報告）

第18条 主任経理責任者は、一事業年度の資金の借入状況及び国立大学法人等債券の発行状況をその年度の末日の属する月の翌々月25日までに財務担当理事に報告しなければならない。

- 2 財務担当理事は、前項に規定する報告があったときは、その対象となる年度の末日の属する月の翌々月末日までに学長に報告しなければならない。

#### 第4章 雑則

（外部資金の立替払等）

第19条 財務担当理事は、資金に余裕がある場合で、経理責任者からの外部資金の交付前、収納前又は入金前に経費を支出したい旨の申請があったときは、本学が管理する他の財源を用いて立替え等を行うことができる。

- 2 前項の外部資金の立替え等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（資金管理の検査）

第20条 財務担当理事は、必要に応じて、資金管理について主任経理責任者に帳簿その他必要な書類を提出させること及びそれらの書類について検査することができる。

(実施規定)

第 21 条 この規程の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 9 月 28 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。